

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同法第 801 条第 3 項第 2 号  
及び同法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2023年4月4日

クボタ環境エンジニアリング株式会社

株式会社クボタ

2023年4月4日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区京橋二丁目1番3号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社  
代表取締役 中河 浩一

大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号  
株式会社クボタ  
代表取締役 北尾 裕一

クボタ環境エンジニアリング株式会社（以下「クボタ環境エンジニアリング」といいます。）及び株式会社クボタ（以下「クボタ」といいます。）は、2023年2月8日付でクボタ環境エンジニアリングとクボタとの間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、クボタ環境エンジニアリングの建設業法上の清掃施設工事業及びこれに附帯する事業のうち、ごみ焼却・溶融事業及び破碎・リサイクル事業に関するもの（日本国内に所在する完成した清掃施設の運転又は維持管理及び補修工事に関する事業を除く。）に関してクボタ環境エンジニアリングが有する権利義務をクボタに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 効力発生日（会社法施行規則第189条第1号）  
本吸収分割は、2023年4月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求  
会社法第784条の2に基づく差止請求はありませんでした。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
クボタ環境エンジニアリングの株主は、会社法第784条第1項に定める特別支配会社であるクボタ1名のみであったため、会社法第785条第1項の規定に基づきクボタ環境

エンジニアリングに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

クボタ環境エンジニアリングは、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2023年2月9日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による  
手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割は、クボタにおいて、会社法第796条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、クボタにおいて、会社法第796条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第797条1項但書の規定により、クボタの株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者の異議申立

クボタは、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2023年2月9日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する  
事項（会社法施行規則第189条第4号）

クボタは、クボタ環境エンジニアリングより、2023年4月1日をもって、クボタ環境エンジニアリングの建設業法上の清掃施設工事業及びこれに附帯する事業のうち、ごみ焼却・溶融事業及び破碎・リサイクル事業に関するもの（日本国内に所在する完成した清掃施設の運転又は維持管理及び補修工事に関する事業を除く。）に関してクボタ環境エンジニアリングが有する権利義務を承継しました。本吸収分割によりクボタがクボタ環境エンジニアリングから承継した資産及び負債の額は、それぞれ4,424百万円（概算値）、681百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）  
2023年 4 月 3 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）  
該当事項はありません。

以上